

認定農業者申請手続について

◎認定について

認定日 年2回（毎年6月1日、12月1日）

審査会 年2回（毎年5月下旬、11月下旬）

申請用紙 農業経営改善計画認定申請書（A4サイズ2枚）

※令和2年4月から申請書様式が変更になりました。

ただし、記載する項目はこれまでの申請書の内容から大きくは変わらないので、記載方法を参考にご記入ください。

提出期限 5月中旬、11月中旬までに胎内市役所農林水産課農業企画係又はJA胎内市営農指導課へ提出をお願いします。

・認定要件について

農業経営体（個人または法人）の営農活動全体から得られる「所得」が、胎内市の基本構想で設定した目標以上かどうかで判断します。

※単純な売上ではなく、経費を差し引いた後の「所得」である点にご注意ください。

具体的には、**主たる農業者1人あたり概ね400万円程度**、なお個別経営体にあつては経営体（夫婦）として概ね700万円程度を実現できるものとします。

（目標所得が基本構想を下回る場合でも、計画に記載された経営内容全体を考慮し、意欲を持って経営の改善・発展に向けた取組を継続することが期待でき、計画の期間後に、将来的には基本構想で示される所得水準を達成することが見込まれる場合には、認定される可能性があります。）

・審査基準について

提出された農業経営改善計画申請書は、審査会において以下の基準で審査されます。

- ①胎内市の基本構想に照らし適切なものであること
- ②達成される見込みが確実であること
- ③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること

審査会后、認定者には認定書（認定期間5年間）を送付します。

※認定を受けた法人の構成員が個人として認定を受ける場合は、法人と農業経営が別になり、認定基準を満たす計画が必要となります。

◎記入に当たっての注意事項

現 状… 申請年の内容を記入

目 標… 申請から5年後の目標を記入

（例：現状 令和3年 → 目標 令和8年）

面 積… 単位はa（アール）

生産量 … 単位はkg（キログラム）

※今後、制度資金や農業経営基盤強化準備金制度を活用して機械や施設の取得を検討している場合、申請書の農業用機械等の取得計画欄にその旨を記載する必要があります。書ききれない場合は、別の用紙（任意様式）に記載し添付していただいても構いません。

※必ずご自分で記入してください。

（一部だけ記入し、JAや農林水産課へ「あとは書いてほしい」等は受け付けできません。）

～ 問合せ先 ～
胎内市役所 農林水産課 農業企画係
電話 43-6111（内線1247）